

第1章 歴史文化基本構想策定の背景と目的

1. 歴史文化基本構想策定の背景と目的

(1) 歴史文化基本構想策定の背景

我が国には、人間と自然との関わりの中で培われた地域の風土や生活がある。また、それら地域の風土や生活と、他国の文化との交流を通じて融合しながら育まれてきた豊かで伝統的な文化が存在する。

我が国の豊かで伝統的な文化は、我が国の歴史や古くからの生活の様子等を今日に伝えるとともに、その根底にある日本人の自然感や信仰、さらに、巧みに自然を生活に取り込むための知と技を伝え、今日の人々の日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれる。また、地域で継承されてきた独自の伝統的な文化は、地域の人々の手によって受け継がれ、あるいは再認識されることにより、地域の人々の心の拠り所として連帯感を育み、一つの共同体として社会の基盤を形成する役割を担っている。

文化財は、このような伝統的な文化が結実した一つの形といえ、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在及び将来の社会の向上発展のために無くてはならない存在といえる。

文化財には、それが置かれた環境の中で人々の営為や周辺環境と密接に関わりを持ちながら、時間の経過とともに重層的に伝統的な意義や価値を形成してきたという側面があり、文化財相互の、あるいは文化財と周辺環境との間に、時間的（歴史）、空間的（風土）なつながりを有している側面があるといえる。

文化財を次世代に確実に継承していくためには、このような側面に着目し、地域の歴史や文化を伝える文化財の価値を明らかにするとともに、その貴重な価値を守りながら、魅力的な形態でわかりやすく将来に伝えていくことが重要である。

近年、都市化に伴う開発、社会構造や価値観の変化等により、歴史的な建造物、遺跡、風致景観、地域に伝わる祭りや行事のように、長い歴史の中で守られ伝えられてきた文化財や、文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な知と技が失われつつある。

一方、地域活性化を進めるため、個性あふれる地域づくりが課題となる中で、地域のアイデンティティを確保し、その絆を維持するものとして、文化財や伝統的な文化の価値が見直されつつある。今後は、市町村合併を受けた新しいまちづくりの指針の策定や、景観法に基づく景観保全の取組を推進することが期待されているところである。

このような背景のもと、文化庁では文化審議会文化財分科会企画調査会において、特定の文化財の類型^{※1}を越えた共通的な課題として、特に検討が必要と思われる「文化財を総合的に把握するための方策」、「社会全体で文化財を継承していくための方策」について検討を行い、「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」（平成19年（2007）10月30日に策定）としてとりまとめている。この中で**地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定を提言**し、各地域において、国・地方公共団体、民間団体が連携協力して、**文化財の保護やそれを活かした文化の薫り高い地域づくり**が推進されていくことを期待している。

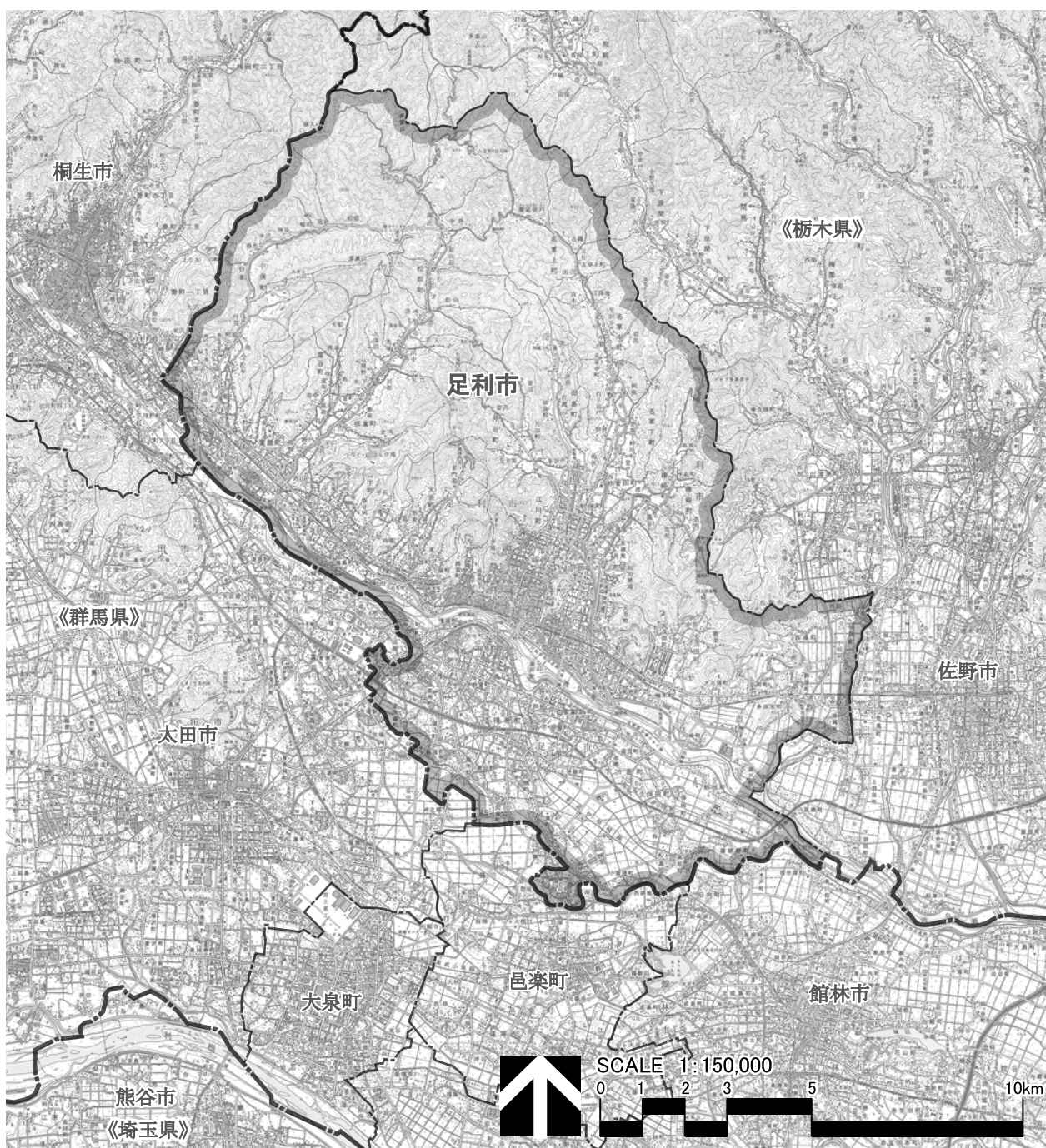
※1：文化財の類型：文化財保護法では、文化財を6種類（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に分類している。文化財という用語を用いる場合、国や地方団体により指定等を受け保護の措置が図られているものを指すことが多いが、当該調査会報告書においては、歴史上・芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指す。

(2) 足利市歴史文化基本構想の目的

前述の背景を踏まえ足利市は、平成 20 年（2008）9 月に文化庁と文化財総合的把握モデル事業の委託を受け、足利市歴史文化基本構想（以下、本構想という）を策定することとなった。

足利市では、これまで文化財保護行政のほか、昭和 10 年（1935）に足利学校、鑊阿寺周辺「足利史蹟風致地区」指定、昭和 45 年（1970）制定の市民憲章の中にも「日本最古の学校のあるまち」を謳い、平成 12 年（2000）の「歴史都市宣言」、都市計画マスタープランにも地域の文化財を活用することを盛り込むなど、市を挙げて文化財の保護（保存と活用）に取り組んできている。

このような足利市の取り組み状況をも踏まえ、本構想は、足利市の歴史的・地理的特性を活かした**文化財の総合的な把握**を行うとともに、**足利市の文化財を総合的に保存及び活用していくための考え方・方針等**を定めることを目的とするものである。



図：足利市の位置

2. 歴史文化基本構想に定めるべき内容と留意点

(1) 歴史文化基本構想に定めるべき内容

「歴史文化基本構想」の定める内容は、各市町村の状況等に応じて様々な内容が考えられるが、前述した「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では、以下の事項について記載することが提言されている。

i. 関連文化財群

有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在する様々な文化財を歴史的、地域的関連性等に基づいて、一定のまとまりとして設定するもの。つまり、特定のテーマやストーリーの下で関連性のある文化財を一体としてとらえ、魅力や価値を分かりやすく示すことにより、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというもの。

「歴史文化基本構想」では、以下の事項を示すことが求められている。

- テーマやストーリーの内容
- テーマやストーリーの設定の考え方
- 主な構成要素となる文化財 等

ii. 歴史文化保存活用区域

「関連文化財群」や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺環境を含めて、文化的な空間を創出するための計画区域として設定するもの。つまり、文化財のみならず、それを核とした文化的な環境を保護するというもの。このためには、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用するとともに、文化財と調和のとれた整備が図られることが重要である。

「歴史文化基本構想」では、以下の事項を示すことが求められている。

- 「歴史文化保存活用区域」の設定の考え方
- 区域内における保護や整備の考え方 等

iii. 文化財を保護するための体制整備の方針

文化財を周辺環境まで含めて保護していくためには、地域社会との連携協力が不可欠である。そのため、以下に示す事項についても記載することが望まれている。

- 地域住民や NPO 法人、企業など民間団体との連携協力の枠組み
- 地域の文化財を保護していくための人材育成方策
- 民俗文化財の伝承者や支持層の育成方策
- 文化財の保存のため必要となる原材料や用具の確保方策

「歴史文化基本構想」にはこうした内容を盛り込むとともに、総論として、地域の多様な文化財を保護するための基本的な方針を示すことが重要であるとされている。また、資料として、文化財の一覧表を添付することが望ましいとされている。

(2) 歴史文化基本構想の策定手続きや留意点

前述の内容とあわせて、「歴史文化基本構想」の策定の手続きや留意点として、以下の事項が挙げられている。

i. 文化財に関する調査の実施

各市町村において、「歴史文化基本構想」を策定するためには、まず、文化財に関する調査を行い、地域における文化財の存在とその価値を確認することが求められる。その際は、できるだけすべての文化財類型に関する調査を実施し、各地域に受け継がれた歴史を検証することが望まれている。また、自然的環境を含め、文化財を成り立たせている様々な背景もとらえることが必要である。

ii. 策定委員会等の設置

「歴史文化基本構想」は、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存活用していくための基本構想」であるため、その策定に当たっては、教育委員会など文化財保護部局とまちづくり担当部局などの関連する部局が連携していくことが必要である。また、「歴史文化基本構想」を効果的に実行していくためには、地域社会の協力も不可欠である。さらに、文化財やまちづくり等に関する専門的な知見も必要となる。

このため、「歴史文化基本構想」を策定する際は、市町村の関係部局や地域住民、民間団体、有識者、関係機関（都道府県教育委員会等）などで構成する策定委員会等を組織することが有効と考えられる。

iii. 地域住民等の積極的な参加

「歴史文化基本構想」は、その性質上、地域社会と密接な関連性を有することとなる。また、文化財を保護していくためには、地域住民やNPO法人、企業など民間団体の協力も重要である。

このため、「歴史文化基本構想」に関する地域のコンセンサスを得るため、公聴会や説明会の実施、ホームページの活用等により情報公開や意見聴取を行い、積極的に策定に関わりをもつことができる機会をもつ必要がある。

iv. 他の計画等との整合性

「歴史文化基本構想」は、市町村が定める「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」（地方自治法第2条第4項）や「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村マスタープラン）（都市計画法第18条の2第1項）、景観行政団体が定める景観計画（景観法第8条第1項）など各種の計画等との整合性が図られている必要がある。このためにも、教育委員会など文化財保護部局とまちづくり担当部局など関連する部局が連携して策定することが重要となる。

v. 定期的な評価と見直し

「歴史文化基本構想」は、その性質上、ある程度の期間を見通したものになると考えられる。一方、構想に基づいて文化財の保護が着実に図られ、当初の計画が達成されたり、文化財が新たに見いだされたり、地域の状況が変化したりして、構想を改定する必要性が生じることが予想される。

こうしたことから、「歴史文化基本構想」については定期的に達成度を評価し、必要に応じて見直しを図っていくことが必要である。

vi. 保存活用（管理）計画の策定

「歴史文化基本構想」は「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存活用していくための基本構想」であるため、実際に文化財の保存・活用を行っていくためには、個別の詳細な保存活用（管理）計画を策定することが望まれる。

「歴史文化基本構想」に基づく「保存活用（管理）計画」としては、例えば、「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」毎に、保存・管理の方針や整備・活用の方針、体制整備の方針、具体的な事業計画などを記載することが考えられる。

3. 足利市歴史文化基本構想の位置づけ

(1) 上位・関連計画の概要

本構想に関わる上位・関連計画としては以下のものが挙げられる。

- あしかが輝きプラン（第6次足利市総合計画）
- 足利市都市計画マスタープラン（平成9年（1997）策定 平成19年（2007）改訂）
- 足利市景観計画（平成21年（2009）12月）
- 足利市環境基本計画（平成23年（2011）3月）
- 足利市の教育目標（昭和56年（1981）設定 平成9年（1997）改訂）

以下にそれぞれの計画の概要を整理し、次項において足利市歴史文化基本構想との関係を模式的に示す。

①あしかが輝きプラン（第6次足利市総合計画）

第6次総合計画の概要及び計画に示されている文化財に関連する内容は以下のとおりである。

I 基本構想

◇目的

足利市は、先人が悠久の歴史の中で築いてきた、香り高い文化とすぐれた伝統を有するまちです。

私たちは、この愛し誇れる足利を、次代を担う子どもたちに引き継ぐためのまちづくりを実践していかなければなりません。

今日の社会は、あらゆる分野での技術革新や価値観の変容等により、教育、産業、経済、環境及び市民生活などさまざまな分野において、大きな転換期を迎えています。

この基本構想は、これらに対応し、まちづくりの基本理念と目指す将来都市像を明らかにし、21世紀にも存在感を示す持続可能な新しいまちづくりを、市民と行政との協働により、総合的、計画的に進めることを目的とします。

◇まちづくりの基本理念

<足利市民憲章>

私たちは、自然にめぐまれ、はるかなる昔から文化がひらけていた学問のまち、産業のまち足利市を心から愛し、より美しく、より豊かにするためにこの憲章を定めます。

- 1 足利市は日本最古の学校のあるまちです。
教養を深め、文化のかおり高いまちをつくり、すぐれた伝統をさらに発展させましょう。
- 1 足利市は美しいまちです。
めぐまれた自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。
- 1 足利市は善意のまちです。
理解と信頼をもって、みんなのしあわせのためにお互い助け合いましょう。
- 1 足利市は希望にみちたまちです。
明るい家庭をつくり、次代をになうこどもに誇りと希望をもたせましょう。
- 1 足利市はのびゆくまちです。
しごとを愛し、みんなの創意で時代の進歩に調和した活気のあるまちをつくりましょう。

◇将来都市像

～ 歴史と文化を育み ひとが輝く都市 あしかが ～

◇施策の大綱

<第1章 - 第6節 文化財>

「歴史都市宣言」のまちとして、心のよりどころとなる貴重な文化遺産の保護意識を高め、継承を進めるとともに、足利学校をはじめとする文化財を活用して、市民と行政との協働により、歴史を中心に据えた個性豊かな魅力あるまちづくりを進めます。

II 後期基本計画

◇第2部 リーディングプログラム

＜リーディングプログラム2 人が集い、産業が元気なまちづくり ～まちなにぎわいプログラム～

○プロジェクト3—シティセールスにぎわいプロジェクト

(1)「足利学校を核とした、さらなる魅力向上」

足利学校、饒阿寺及びその周辺を中心に、歴史、文化資源の有効活用、イベントの開催、良好な景観形成などにより、回遊性を高め、観光客を増やします。

(4)「地域資源の魅力向上」

足利の強みである歴史、文化、自然などを生かすため、さまざまな地域資源の開拓、開発や魅力向上のための取り組みを行い、足利ブランドを国内外へPRします。

◇第3部 分野別計画

＜第1章 学び合いで豊かな心を育むまちづくり — 第6節 文化財＞

〔基本方針〕

- 1 文化財の保護、継承のため、調査、研究、保存、整備及び公有化などを進めるとともに、調査成果に基づく指定、登録、資料の収集などを行います。また、八木節など伝統芸能の育成支援を行うとともに、文化財保護への理解を高めるための事業、文化財関係団体の育成や文化財案内ボランティア制度を充実します。
- 2 史跡や埋蔵文化財の保存整備、文化財公開を推進します。
- 3 「歴史文化基本構想」に基づき市民との協働によって文化財の保護、活用を進め、個性豊かな魅力あふれるまちづくりを推進します。
- 4 足利学校の保存と活用を進めるため、建造物の適切な管理を行います。また、講座開催のための講所や休憩所、所蔵品の収蔵、公開などの関連施設を整備するとともに、足利学校の歴史と伝統を生かした独自の事業や風物詩を市内外に情報発信します。
- 5 「足利学校と足利氏の遺産」の世界遺産登録を目指すとともに、「近世の教育資産」として関連する自治体と連携し、世界遺産登録の可能性を研究します。

〔施策の体系・概要〕

1 文化財の保護及び継承

①文化財の指定、登録及び保護

文化財としての価値を明らかにする調査、研究を進め、指定、登録を行います。また、指定文化財の修理、整備を進めるとともに維持管理への助成を行います。

②資料の収集と史跡などの公有化

歴史的な価値のある資料を収集するとともに、史跡などの公有化を進めます。

③八木節など伝統芸能の育成

八木節などの伝統芸能を育成するための助成及び指導、助言を行います。

④文化財保護思想の普及

文化財保護に対する普及啓発のため、展示会、講座の実施、説明板の設置などを行います。

⑤文化財関係団体の育成

文化財関係団体の育成を支援するとともに、文化財案内ボランティア制度を充実します。

2 史跡や文化財の整備及び活用

①史跡や埋蔵文化財の整備

史跡榊崎寺跡保存整備の完成を目指すとともに、史跡藤本観音山古墳の保護、整備計画立案のための調査などを行います。

②文化財の保護や施設の整備

埋蔵文化財や文化財の保存、調査、展示する施設の整備を検討します。

③文化財公開の推進

文化財への理解を深めるため、公開を進めます。

3 まちづくりへの文化財の活用

①「歴史文化基本構想」の具現化

市民との協働のもと市内に残る文化財を保護、活用し、個性豊かな魅力あるまちづくりを進めます。

②連携の強化

文化財を活用した個性豊かな魅力あるまちづくりを進めるため、市民や学校との連携を深めます。

4 足利学校の整備及び活用

①足利学校の整備

建造物などを計画的に維持補修します。また、民有地の公有化の進捗に合わせ、保存整備基本計画（第2次）を策定します。

②周辺施設整備の推進

足利学校を訪れる人々を受け入れるための施設（講所、休憩施設、展示施設、収蔵施設など）の整備を検討します。

③足利学校の活用の推進

所蔵資料の体系的な調査研究を進め、歴史的価値を明らかにし公開するとともに、釈奠や曝書、論語の素読など足利学校ならではの風物詩や事業を全国に発信します。

5 世界遺産登録の推進

①教育資産群としての足利学校の調査研究

「近世教育資産」として、足利学校の歴史的価値の検証や調査研究を進め、国内における他の教育資産との連携のもと、世界遺産暫定一覧表記載を目指します。

②足利氏の遺産関連資料の調査研究

鏗阿寺や榊崎寺跡など足利氏に関する資料の調査研究を進めます。

<第2章 伝統と創造で活力あふれるまちづくり - 第2節 商業>

〔基本方針〕

1 商店街の連続性を確保し、歴史的文化的資源などの活用や商店街のまちづくり事業などを支援し、足利市の顔にふさわしい商店街づくりを進めます。

〔施策の体系・概要〕

1 市街地中心部の商業振興

①商店街の魅力づくりの推進

歴史的資源や産業遺産を活用して回遊性を高めるとともに空き店舗の活用を支援し、商店街のイベントや共同事業などを支援することで商店街の魅力づくりを促進します。

<第2章 伝統と創造で活力あふれるまちづくり - 第5節 観光>

〔基本方針〕

1 市内外におけるアクセスの利便性を向上するとともに、おもてなしの心づくりによる温かさが実感できる観光案内機能を充実します。

2 魅力ある観光都市の確立に向けて、既存観光施設の維持管理を進めるとともに、都市型観光の視点に立った環境整備を進めます。

3 歴史、文化、自然など、本市の優れた特徴を生かした観光コース、ルートづくりを進めます。

4 国内外における誘客宣伝事業の効果的な工夫とリアルタイムな情報発信を行います。

6 観光誘客の相乗効果を目指し、広域観光を展開するために、関係団体などとの連携強化に取り組みます。

〔施策の体系・概要〕

1 親切的な観光案内と情報の提供

③観光マップ及び案内の充実

観光パンフレットの統一化を進めるとともに、まちなか回遊サインによる効率的な案内を行います。あわせて、太平記館や駅における案内所機能を充実します。

⑤観光ボランティアガイド協会との連携

観光ボランティアガイド協会との連携によりガイドの資質を向上し、きめ細かな観光案内をさらに発展させるとともに、活動に対する支援を行います。

2 観光施設と環境の整備

①観光施設の維持管理及び新設

市内ハイキングコースなどの維持管理を行うとともに、まちなか遊学館などの活用や新たな観光施設の設置に向けて取り組みます。

②都市型観光に向けた環境の整備

足利学校を核として、足利市景観計画の趣旨も踏まえながら、観光の視点に立った中心市街地の整備や空き店舗の活用など、魅力ある都市型観光の実現に向けた環境の整備を進めます。

3 観光コースの充実と新設

①既存観光コースの充実

七福神めぐりなどの既存観光コースに休憩所など付加価値を加えるとともに、ハイキングコースなどへの新たな移動手段を開拓し、アクセス強化を進めます。

②新たな観光コースの新設

市内に点在する社寺など、歴史的、文化的資源を生かした回遊コース、自然を感じられる体験型観光農園、産業遺産や食を組み入れたコースづくり、さらには JR や東武鉄道、県南地域などとの連携による旧街道や北部山間地域の活用など、新たな観光コースを設置します。

4 誘客宣伝事業の充実

①誘客宣伝事業の強化

日本一の足利三名所や伝統芸能八木節などを活用するとともに、世界遺産を目指す中で足利学校を軸とする「学び舎のまち足利」を国内外に向け情報発信します。

③まつり、イベントの開催及び連携

学校さままつりなどの既存イベントや花火大会、鎧年越などの伝統行事への支援を行うとともに、JRや東武鉄道との連携、市民との協働による新たなイベントの実施に取り組みます。

6 広域観光に向けた各種関係団体との連携

①観光施設との連携

市立美術館、草雲美術館などの文化施設との連携の強化や民間施設との連携による観光振興を進めます。

②観光関係団体との連携

足利市観光協会の充実強化を進め、地区観光推進連絡協議会や足利商工会議所など、関係機関や団体となお一層の連携の強化に取り組みます。

<第4章 魅力あふれる住みよいまちづくり - 第2節 都市景観>

〔基本方針〕

- 1 足利市景観条例と足利市景観計画の基本理念を実現するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い一体となって良好な景観の形成に取り組みます。
- 2 本市独特の景観を守り育てるとともに都市の新たな魅力を創出するため、地区の景観資源を生かし特性に配慮した景観づくりを進めます。
- 3 都市の骨格を印象つける道路などの公共施設や公共建築物は、管理者と協調した整備や維持管理を図り良好な景観を形成します。また、民間建築物などの色彩や意匠の誘導を図り周辺と調和した街並みを形成します。
- 4 緑のふちどりを保全するとともに、開発にあたってはそれらとの調和に配慮します。

〔施策の体系・概要〕

- 1 市民、事業者、行政が一体となった景観づくり
 - ②市民や事業者の行う活動への支援

市民活動団体及び市民景観協定の認定制度や専門家の派遣制度などを整備し、市民、事業者が自ら行う景観づくりを支援します。
- 2 足利の顔となる景観づくり
 - ①景観重点地区の景観づくりの推進

景観重点地区を指定し、地区の特性に配慮した景観づくりを進めます。また、歴史的まちなみ修景補助事業により良好な景観を形成します。
- 3 快適で魅力的な景観づくり
 - ①民間建築物の景観づくりの推進

届出制度により大規模な建築物などの景観を誘導します。また、一般の建築物についても市民の理解を得ながら良好な景観づくりを進めます。
 - ②公共施設や公共建築物の景観づくりの推進

関係機関と協調して、景観上重要な公共施設や公共建築物の良好な景観形成を進めます。
- 4 自然的景観と調和した景観づくり
 - ①豊かな自然を生かした景観づくりの推進

緑のふちどりを保全するとともに、大規模な開発においては自然的景観に配慮するよう指導します。

<第4章 魅力あふれる住みよいまちづくり - 第3節 市街地整備>

〔基本方針〕

- 1 中心市街地では、道路、公園などの公共施設の整備改善を行い、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができる活気ある市街地への再生、再構築を進めます。
- 2 既成市街地では、良好な住環境の形成のため、土地区画整理事業などを活用することにより、道路、公園など公共施設の整備改善と土地の利用増進を進めます。

〔施策の体系・概要〕

- 1 中心市街地の活性化
 - ②商業などの活性化事業の推進

商業、観光、福祉、文化、教育などの幅広い視点から、地域の創意工夫によって、地域特性を生かしたまちづくりを進めます。
 - ③中心市街地の景観づくりの推進

足利市景観計画を踏まえ、足利学校、鏝阿寺周辺にふさわしい個性豊かな街並み景観を形成します。
- 2 既成市街地の整備
 - ②まちづくり調査の推進

市民と行政が連携し、安全で快適なまちづくりを目指す地域について、まちづくり調査を進めます。

②足利市都市計画マスタープラン

足利市都市計画マスタープランの概要及び計画に示されている文化財に関連する内容は以下のとおりである。

◆計画のテーマと基本目標

◇都市計画のテーマ

～ 美しい自然や都市文化を活かし、豊かに暮らせるまち ～

◇基本目標と都市づくりの基本方針

- 安全安心で快適なまちづくり
- 誰もが安全安心に移動できる都市づくり
- 集約型都市構造の実現
- 豊かな自然や歴史・文化を活かした景観形成
 - 歴史・文化・自然等を適切に保全した、魅力的な観光地の形成
 - 歴史的資源を積極的に活用することによる、歴史や風土に根ざした魅力的な都市景観づくり
 - 山並み景観や河川景観、郊外部の田園景観などの自然景観との調和を図り、市民に親しまれる都市景観の形成
- 活力ある産業活動の基盤づくり

◆全体構想

◇将来都市構想

(次ページに掲載の都市構想図(全体)を参照)

◇分野別構想

<土地利用の方針>

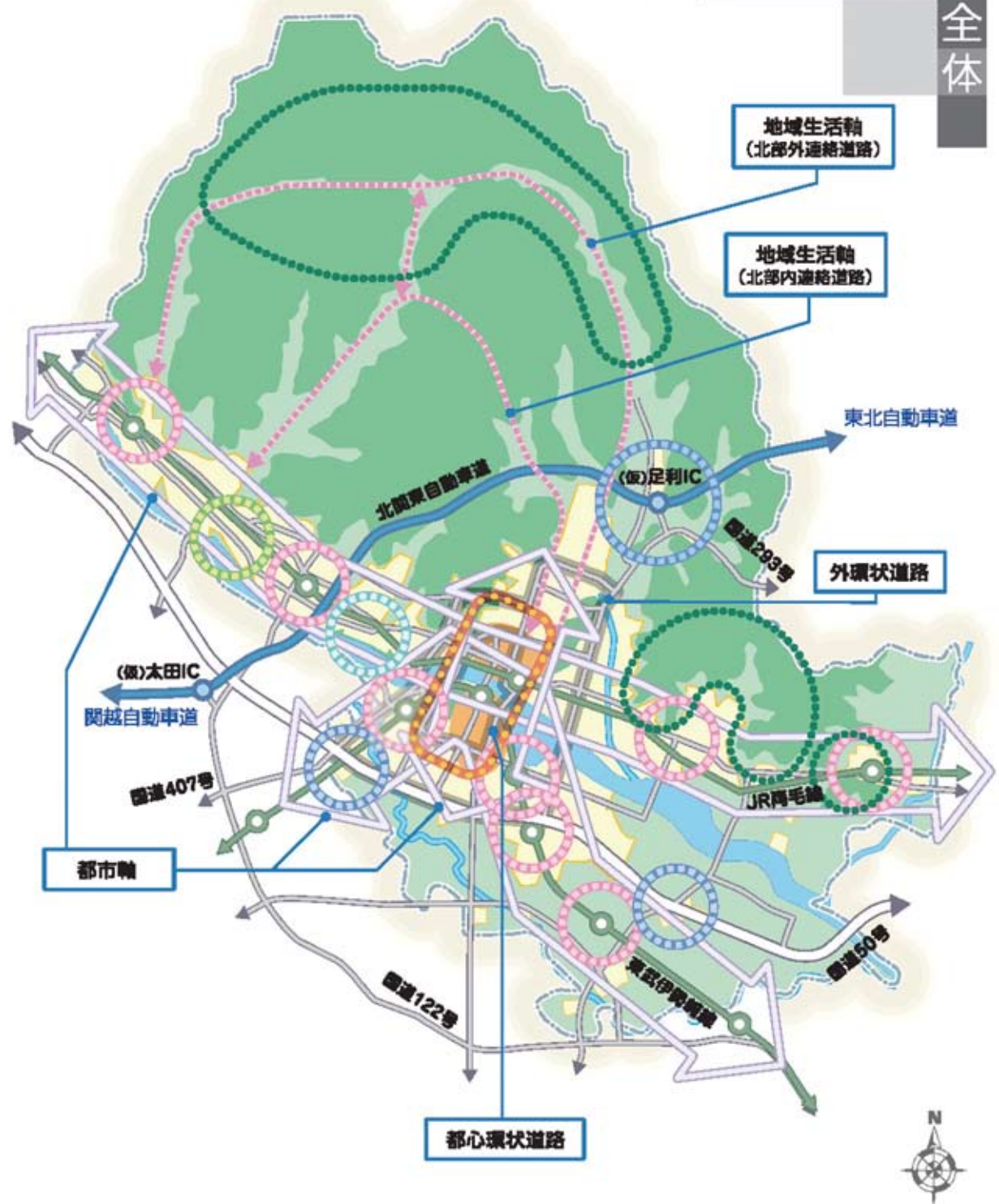
- 歴史・文化・自然を活かしたレクリエーションの場づくり
足利らしさや住み心地の良さを支えている歴史・文化・自然等を保全・活用し、レクリエーションの場や観光地づくりを進めます。

<都市環境の方針>

- 美しい緑の継承
 - ・保全すべき重要な緑地等
足利学校、鏝阿寺などの歴史・文化資源と一体となった緑地は、本市の歴史・文化を演出する緑であるとともに、市街地の緑の核として保全します。
 - ・拠点的な緑地等
足利学校、鏝阿寺は、本市の歴史・文化を表現する拠点であり、重要な観光資源、市街地に残る豊かな緑地でもあるため、保全と活用を図ります。
- 歴史や風土に根ざした都市景観づくり
 - ・景観拠点
足利学校、鏝阿寺を中心とする歴史的地区は、石畳道路の沿道建築物の修景等を推進するとともに、電線類の地中化なども検討し、まちなみの歴史的雰囲気づくりに努めます。
市域に広く分布する歴史的資源は、地域の歴史を伝え、特色を明らかにするランドマークとして位置づけ、周辺整備による魅力づくりに努めます。
 - ・景観軸
旧例幣使道の沿道は、八木宿や梁田宿の風情を次代に継承するよう、地域文化と一体となった景観づくりを進めます。
渡良瀬川の橋梁は、本市における重要なランドマークとして、その整備や活用を推進します。

都市構想図

全体



凡 例

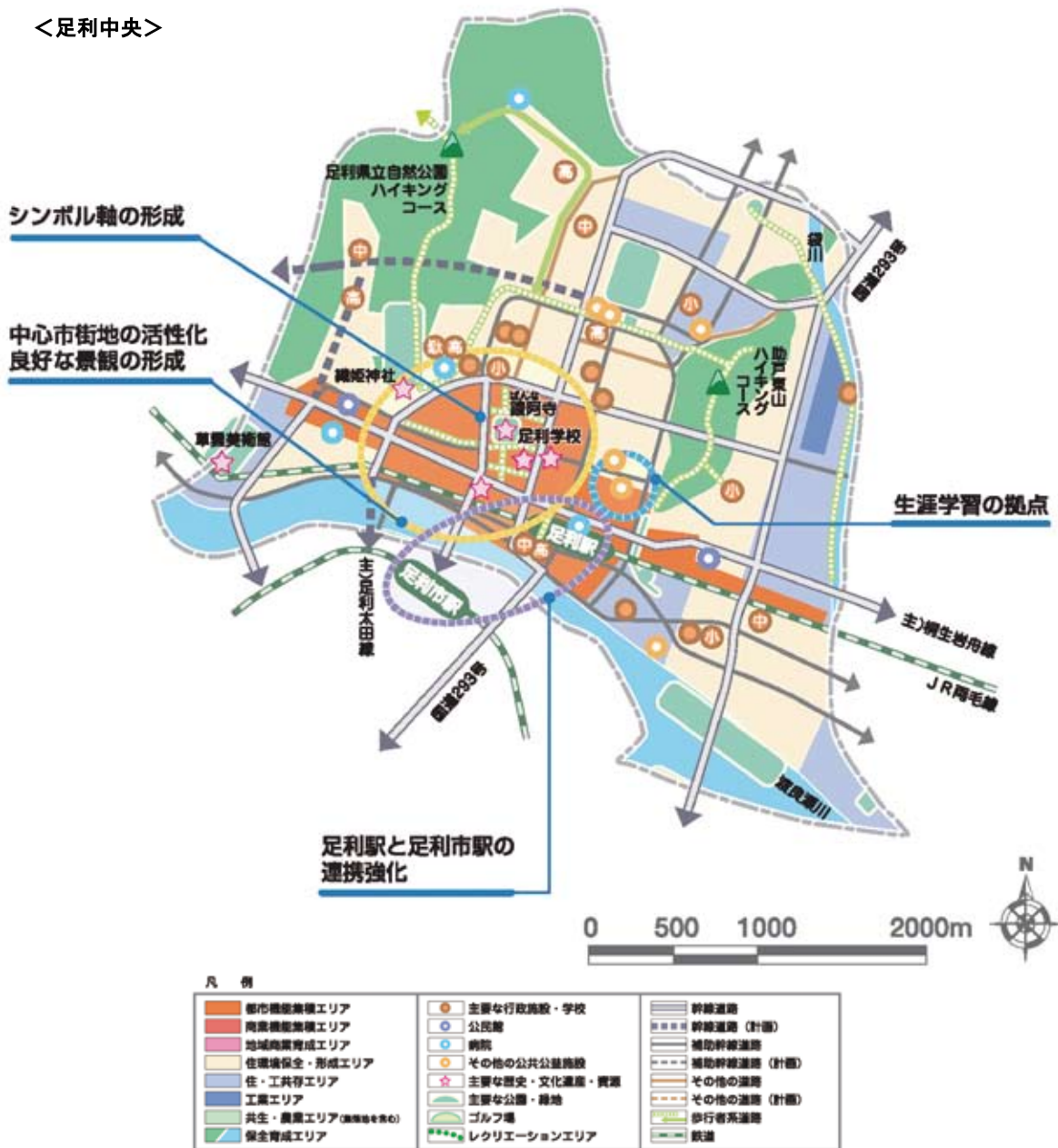
市街地中心部ゾーン	広域交通軸	都心交流拠点
都市的土地利用ゾーン	幹線道路	地域生活拠点
田園的土地利用ゾーン	環状道路	医療福祉拠点
自然的土地利用ゾーン	鉄道及び鉄道駅	産業振興拠点
	都市軸	学術・研究拠点
	地域生活軸	レクリエーション拠点

◇地区別構想

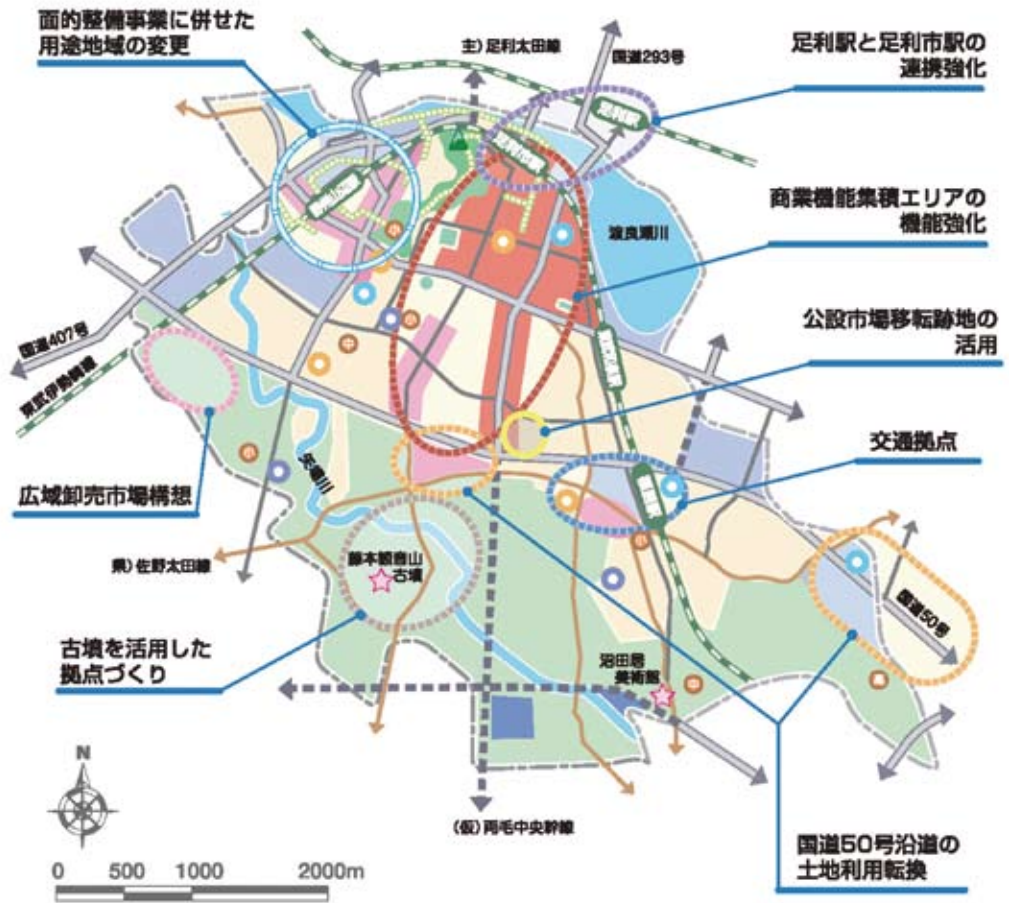
地域	テーマ
足利中央	歴史と文化にあふれる美しいまち
河南西部	にぎわいと活気のある楽しいまち、住みやすいまち
毛野・富田	人と自然がふれあい、四季を感じる“華”のあるまち
三重・山前	自然に囲まれた快適な文教のまち
葉鹿・小俣・三和	自然に囲まれ、暮らしやすい環境共生のまち
名草・北郷	自然豊かな北の郷・新たな活力を育むまち
筑波・久野・梁田	自然を活かし、安心で心の通うやさしいまち



<足利中央>



<河南西部>



<毛野・富田>



<三重・山前>



<葉鹿・小俣・三和>



<名草・北郷>



<筑波・久野・梁田>



③足利市景観計画

足利市景観計画の概要及び計画に示されている文化財に関連する内容は以下のとおりである。

◆目的

足利市の豊かな自然と歴史的な風土、市民の生活や様々な活動の中で育まれた景観資源を十分に活かしながら、良好な景観の形成を推進するための基本方針と推進方策を明らかにし、市民・事業者・行政が協働して良好な景観形成に取り組む際の共通の指針となることを目的とするものです。

◆景観計画の区域

◇景観計画の区域

○足利市全域を景観計画区域とします。

◇景観重点地区の指定

○これまで様々な良好な景観づくりの取り組みを行ってきた足利学校及び鏝阿寺の周辺を“足利を代表する景観”としての景観重点地区に向けて検討します。その際には、それを取り巻く自然景観（山並み景観や渡良瀬川）との関係も考慮した地域を検討の対象とします。

◆良好な景観形成に関する方針

◇基本理念

～歴史・文化、自然と人が調和し、心地よさを実感できる都市～

◇景観づくりのテーマと基本方針

①歴史・文化を伝える景観づくり

1) 歴史的地区等の充実

国史跡に指定されている足利学校・鏝阿寺及びその周辺の歴史的地区は、本市を代表する伝統的な歴史・文化の香りを伝承しており、このような史跡の雰囲気と調和した景観形成を図ります。

史跡樺崎寺跡（法界寺）や史跡藤本観音山古墳の周辺は開発の手が及ばず、現在も豊かな自然と歴史的な景観が良好な状態で残されており、このような景観を遺跡とともに将来にわたって保全します。

2) 歴史的資源の発掘・活用

市域に広く分布する歴史的資源は、地域の歴史を伝え、特色を明らかにする景観形成上の核として位置づけ、周辺環境の保全や整備による魅力づくりに努めます。

文化財や歴史遺産の保護・継承を行うとともに、それらを活用し、足利にふさわしい景観まちづくりを進めます。

市内各地に伝えられている伝統芸能や祭りは、地域固有の景観資源として位置づけ、後世へ伝え残すよう努めます。

3) 旧街道等の活用

足利の歴史を伝えるものとして道は重要な景観資源であり、当時の風情を次世代に継承するため、これを活かして地域文化と一体となった景観づくりを進めます。

②市街地の個性ある景観づくり

③都市の骨格を際立たせる景観づくり

④豊かな自然を活かした景観づくり

1 0) 緑のふちどりの保全

河北市街地を囲む緑は、足利の自然的景観を構成する大きな要素であり、市街地景観における良好な自然的景観の核として、関連する社寺や古墳等の環境と共にその保全に努めます。

⑤親しみやすく愛着のもてる渡良瀬川の景観づくり

1 7) 魅力ある橋と周辺の景観づくり

渡良瀬川に架かる橋梁は、本市における重要なランドマークとして、その整備・保全を推進します。

[景観基本方針図]



◇ゾーン別基本方針

<市街地中心部景観ゾーン -

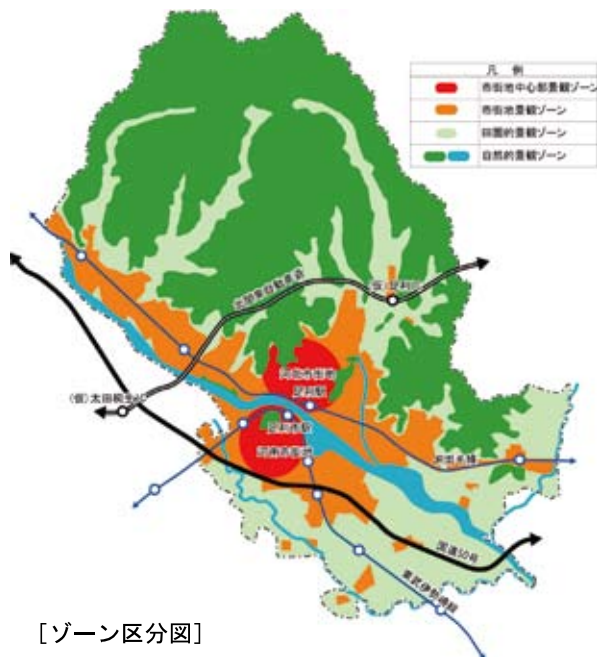
①都市機能集積エリア（河北市街地）>

○足利学校、鏝阿寺にふさわしい景観形成

足利学校、鏝阿寺にふさわしい建築物の形態やファサード（建物正面）、建物の高さなどの統一を図り、落ち着いた雰囲気のあるまちなみを形成します。

○足利学校、鏝阿寺周辺の重要な視点場等からの眺望の保全・確保

突出した建築物の高さの規制などによる高さの統一を図り、重要な視点場からの眺望を保全します。また、市街地から見える山並みへの眺望を確保します。



[ゾーン区分図]

④足利市の教育目標

足利市の教育目標の概要及び足利の教育目標に示されている文化財に関連する内容は以下のとおりである。

◆目的

足利市の教育目標は、生涯にわたって学習を行い、心豊かな充実した生活と連帯感あふれる地域社会づくりを目指して設定された。また、この教育目標は、家庭、学校、地域、職場、行政等が相互に連携を図りながら、より一層、市民一人ひとりが、自立し、社会性を身につけ、思いやりと生きがいに満ちた心豊かな市民となることを願ってつくられた。

この教育目標は、多くの市民の協力により、5 ㉿年の歳月を経て昭和 56 年に設定された。その後、設定以来 15 年余が経過した平成 8・9 年度に、社会情勢が大きく変化したことから、内容の見直しを行い、今日に至っている。

◆教育目標の柱

足利市の教育目標では、以下の7つの内容を教育目標の柱として掲げている。

1. 郷土の自然や文化財の愛護と文化の振興
2. 健康・安全の保持増進
3. 社会連帯感の育成
4. よき家庭人の育成
5. よき職業人の育成
6. 主体的な生活態度の育成
7. 国際社会に生きる日本人としての自覚

◆郷土の自然や文化財の愛護と文化の振興

教育目標

(重点教育目標)

内容の柱 1

郷土の自然や文化財の愛護と文化の振興

自然を離れては生きることができない私たちにとって、かけがえのないこの自然を敬い感謝の気持ちを持つことや、生活の基盤となる郷土をよく理解することは大切なことです。

幼い時期から、自然と触れ合う機会を積極的に取り入れ、身近な動植物に愛情を持ち、自然に親しむ態度を身につけておくことは、調和のとれた豊かな人間性を育てる上からも、また、自然愛護の面からもとても大切なことです。

また、郷土の文化遺産を大切に、後世に伝えていくことや、文化的活動に参加しその発展に努めていくことは、ここで生活している私たちに与えられた大きな課題でもあります。



乳幼児期 (0歳～5・6歳)	児童期 (6・7歳～11・12歳)	青年期		壮年期		高齢期 (65歳以上)
		前期 (12・13歳～14・15歳)	後期 (15・16歳～22・23歳)	前期 (23・24歳～42・43歳)	後期 (43・44歳～64歳)	
1 郷土の自然や文化に親しみ、その保護・振興発展に努める。						
2 動植物を愛し、自然に親しむ豊かな心を養う。		3 自然を敬い、感謝の気持ちを育てる宗教心を養う。				

⑤第2次足利市環境基本計画

第2次足利市環境基本計画に示されている文化財に関連する内容は以下のとおりである。

◆目的

平成22年度に、平成11年に策定した環境基本計画（第1次計画）が計画期間の満了を迎えることから、環境に関する社会動向の急激な変化に加え、日常生活や事業活動から生じる環境問題に対し、市民、市民活動団体、事業者とともに共通認識を持って対応を図っていくために第2次足利市環境基本計画を策定する。

◆計画の目標

◇環境像

～ 自然と人と歴史が共生するうるおいのある都市 あしかが ～

◇環境目標

- 環境目標1：【地球環境】地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち
- 環境目標2：【自然環境】自然と人が共生するうるおいのあるまち
- 環境目標3：【生活環境】健康で安心して暮らせる環境負荷の少ないまち
- 環境目標4：【快適環境】歴史と文化を生かした環境に配慮したまち
- 環境目標5：【環境教育】ともに学び自ら行動する環境にやさしいまち

◆環境施策の展開

◇快適環境

達成目標1：自然と歴史に配慮した足利らしいまちづくりを推進します

○環境施策の方向

- 1) 環境特性に配慮したまちづくりの推進
- 2) 都市景観の保全・創出
 - ・ 歴史的・文化的施設の保全と活用に努め、足利らしいまちづくりを進めます
 - ・ 足利の自然や歴史、地域の特性を生かした足利らしい景観づくりを進めます 等

達成目標2：歴史文化遺産を守り生かしながら、歴史的・文化的環境を創出します

○環境施策の方向

- 1) 歴史文化遺産の保全
 - ・ 維持管理費補助の充実や文化財保存修理への支援により、指定文化財保護の充実を図るとともに、価値の高い歴史文化遺産の把握に努め、指定・登録の推進を図ります。
 - ・ 史跡榊崎寺跡（法界寺跡）、藤本観音山古墳などの史跡の保全整備を図るとともに、指定文化財の適正な管理に努めます。
 - ・ 埋蔵文化財包蔵地で、土地造成や建築物など遺跡に影響を与える土木工事は、県への届け出など適切に対処するとともに、包蔵地に関する情報の提供や保護措置、発掘調査などの事前相談に努めます。
 - ・ 史跡足利学校第2次保存整備基本構想を踏まえ、整備予定部分の未取得用地の公有化を検討するとともに、足利学校建造物の保全整備を計画的に進めます。
 - ・ 民俗資料や出土遺跡を保管・公開し、文化財保護への理解を高めます。
 - ・ 歴史的街並みや原風景を保全し、郷土意識の醸成や文化的環境の向上を図ります。
 - ・ 史跡や天然記念物などの地域資源を保全します。
- 2) 歴史文化遺産の活用・創出
 - ・ 史跡などの活用を進め、歴史文化への市民の関心の喚起や、まちの活性化を図ります。
 - ・ 足利学校・鏝阿寺周辺地区の環境整備事業や区画道路などの石畳舗装、建物の新築、改築、移転に伴う街並み修景などに努め、足利らしい歴史的雰囲気のあるまちの創出に努めます。
 - ・ 歴史文化遺産を、市の広報紙やホームページ、定期的なイベントの開催など、さらに世界遺産登録推進を通じて全国的にアピールし、観光の活性化を図ります。
 - ・ より一層の観光の活性化を図るために、観光協会をはじめ、市民、市民活動団体、事業者との連携を図り、観光客の満足度を高めるなど、観光客の受け入れ体制の強化を図ります。

(2) 足利市歴史文化基本構想の位置づけ

上位・関連計画の概要及び各計画における文化財に関連する内容を踏まえ、本構想の位置づけを整理すると下図に示すとおりである。

あしかが輝きプラン（第6次足利市総合計画）

◇まちづくりの理念
足利市民憲章のひとつに以下の事項が定められている。

1 足利市は日本最古の学校のあるまちです。
教養を深め、文化のかおり高いまちをつくり、すぐれた伝統をさらに発展させましょう。

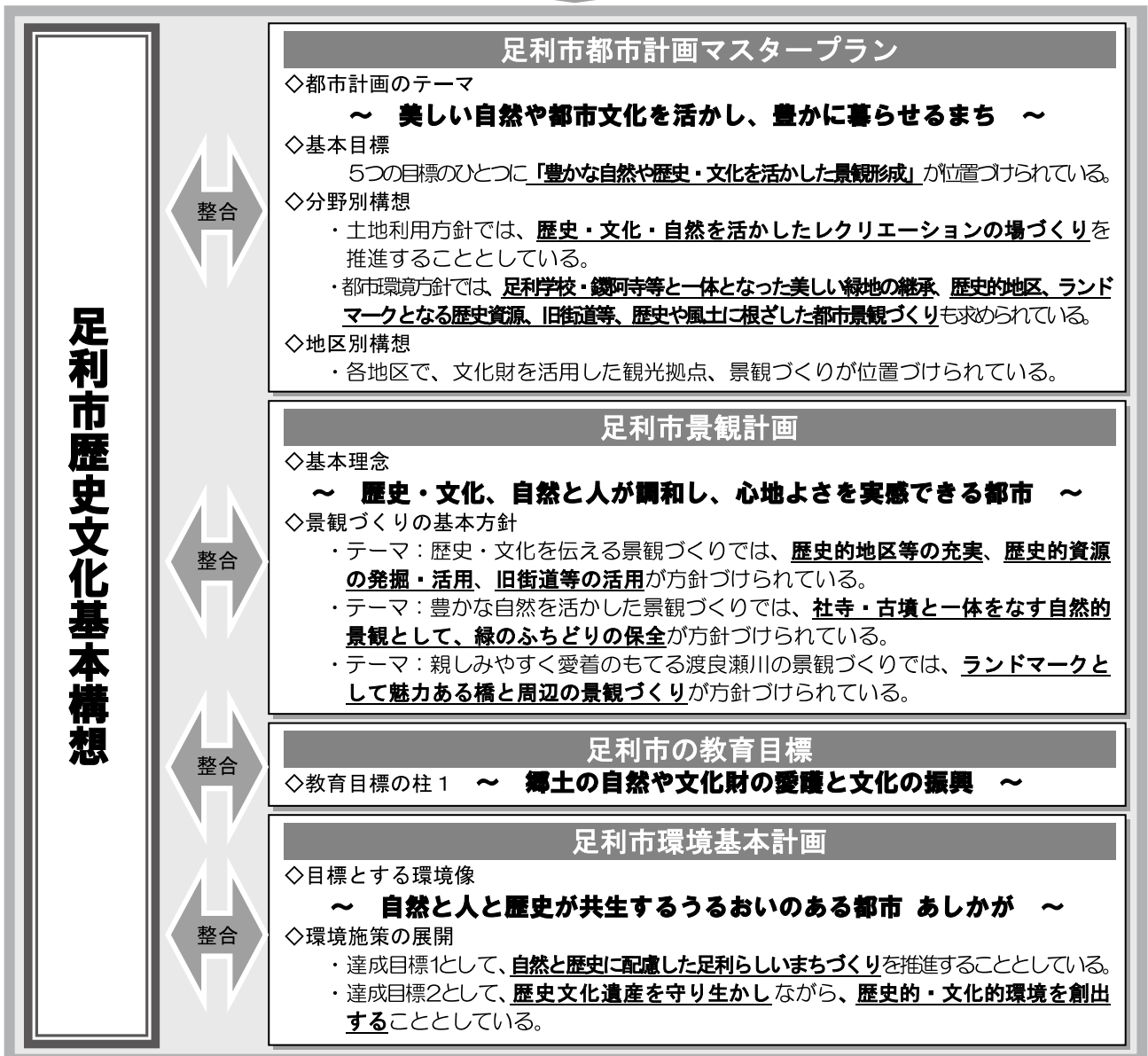
◇将来都市像 ～ **歴史と文化を育み ひとが輝く都市（まち）あしかが** ～

◇本構想と関わるリーディングプログラム
「プロジェクト3: シティセールスにぎわいプロジェクト」で、足利学校を核としたさらなる魅力向上、地域資源の魅力向上が位置づけられている。

◇本構想と関わる分野別計画

- ・分野別計画の「第1章 学び合いで豊かな心を育むまちづくり - 第6節 文化財」に“文化財保護・継承”、“史跡・文化財の整備・活用”、“まちづくりへの文化財活用”、“足利学校の整備・活用”等が位置づけられている。
- ・文化財に関連する内容として、歴史的資源・産業遺産を活かした商店街の魅力づくりの推進、伝統芸能やまつり・イベントを活かした誘客宣伝事業の充実、足利の顔となる景観づくり等、多様な面から文化財の保存・活用が位置づけられている。

総合計画の具現化

**足利市環境基本計画**

↑ 整合 ↓

↑ 整合 ↓

↑ 整合 ↓

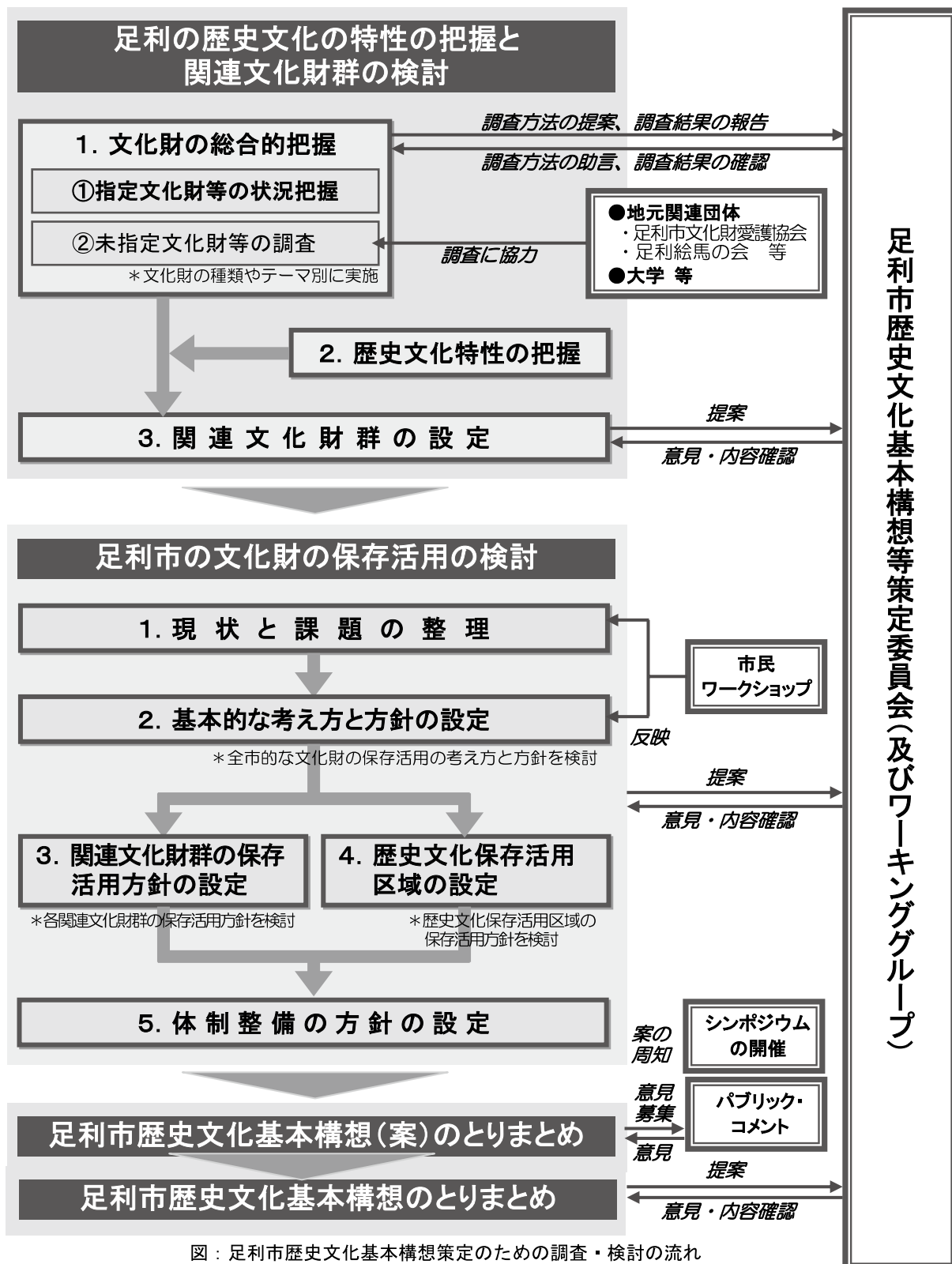
↑ 整合 ↓

図：足利市歴史文化基本構想の位置づけ

4. 足利市歴史文化基本構想策定にあたっての調査・検討の進め方

(1) 調査・検討の流れ

歴史文化基本構想の策定にあたっては、以下に示すフローにより調査・検討を実施した。なお、検討にあたっては、学識者・行政関係者・地元関係者等により構成される「足利市歴史文化基本構想等策定委員会」において内容の検討を行うとともに、文化財の総合的把握にあたっては、大学・地元団体等の協力のもと調査を行った（詳細は「(2) 調査・検討の実施体制」を参照）。



図：足利市歴史文化基本構想策定のための調査・検討の流れ

(2) 調査・検討の実施体制

① 足利市歴史文化基本構想等策定委員会

本構想の策定にあたっては、足利市文化財専門委員、学識者、行政関係者、地元関係者等により構成される「足利市歴史文化基本構想等策定委員会」（以下、策定委員会という。）により検討を行った。また、この策定委員会の下部組織として3つのワーキンググループ（策定委員会の委員により構成）を設置し、それぞれ特定のテーマについて、検討を行った。委員は、以下のとおりである。

表：策定委員会委員一覧

(敬称略)

氏名	役職等	ワーキンググループ
川島 茂 (平成20年度)	足利市教育委員会教育次長	第1
本山 文男 (平成21・22年度)		
坂本 高啓 (平成20・21年度)		
泉 正樹 (平成22年度)	足利市都市建設部長	第2
嶋田 清 (平成20・21年度)	足利市産業・環境部長 (平成20年度) / 産業振興部長 (平成21年度)	第3
武井 範夫 (平成22年度)	足利市産業観光部長	
嶋田 隆 (平成20・21年度)	栃木県教育委員会文化財課長	第1
渡辺 和夫 (平成22年度)		
熊倉 雄一 (平成20年度)	栃木県足利土木事務所長	第2
渡辺 一男 (平成21年度)		
篠原 衛 (平成22年度)	栃木県安足土木事務所長	
鈴木 芳博 (平成20年度)	栃木県安足農業振興事務所長	第3
小林 正明 (平成21年度)		
菊地 義治	足利商工会議所会頭	第3
新里 元二	足利市観光協会会長 石畳の会会長	第1
石川 禎二	足利市自治会長連合会会長	第2
寺山 厚子	足利市地域婦人連絡協議会会長	第3
桑山 弘和 (平成20年度)	足利青年会議所理事長 (平成20年度)	第2
清水 尚則 (平成21・22年度)	足利青年会議所理事長 (平成21年度) / 直前理事長 (平成22年度)	
齋藤 久	足利市八木節連合会会長	第3
亀田 悦子	草雲美術館盛り上げ隊長 (平成20・21年度) / 画聖草雲会会長 (平成22年度)	第2
石川 光子	足利市文化財愛護協会副会長	第1
三瓶 恵子	足利絵馬の会副会長	第1
伊藤 正義	鶴見大学文化財学科教授 榊崎寺跡保存整備指導委員	第1
日下部 高明	足利市文化財専門委員会委員長 榊崎寺跡保存整備指導委員	第3
蟹江 好弘	足利工業大学副学長	第2
市橋 一郎	足利市文化財専門委員 史跡足利学校研究員	第2

表：策定委員会ワーキンググループの検討テーマ

ワーキンググループ	主な検討テーマ
第1ワーキンググループ	○文化財の保存・活用方法 ・関連文化財群、歴史文化保存活用区域の設定 等
第2ワーキンググループ	○有形文化財の保存・活用方法 ・文化財建造物や庭園等の保存活用方法 ・文化財所有者、市民、行政の連携・運用方法 等
第3ワーキンググループ	○無形文化財の保存・活用方法 ・織物技術や産業技術、郷土芸能等の伝承・活用方法 ・保持者や保存団体、市民、行政の連携・運用方法 等

②調査の実施機関

本構想の策定にあたり実施した文化財の総合的把握のための各種調査については、以下の機関の協力のもとに行った。（調査内容については「第2章-1-(3)未指定文化財等の調査」を参照）

表：調査の実施機関

調査名称	実施年度	実施機関
1) 足利市内神社調査	平成20年度	株式会社 建文
2) 足利市内蔵調査	平成20年度	株式会社 建文
3) 市内名勝・庭園調査	平成20・21年度	京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター
4) 市内小絵馬等民間信仰文化財調査	平成20・21年度	足利絵馬の会
5) 鏝阿寺資料調査	平成20・21年度	鏝阿寺資料調査会
6) 織物技術調査	平成21年度	足利歴史プラザ
7) 市内美術・工芸品調査	平成20～22年度	足利市教育委員会
8) 市内建造物調査	平成21・22年度	株式会社 建文
9) 市内天然記念物調査	平成21年度	足利市教育委員会

(3) 足利市歴史文化基本構想等策定委員会等の経過

策定委員会等は以下のとおりに開催し、本構想についての検討を行った。

表：足利市歴史文化基本構想等策定委員会等の経過 (1/2)

回	日時	場所	主な議題
第1回委員会	平成20年11月14日(金) 13:00～	足利市役所 特別会議室	○文化財総合的把握モデル事業 ○現在まで把握されている文化財の状況 ○テーマ設定と関連文化財群 等
第2回委員会	平成21年3月30日(月) 13:30～	足利市民プラザ 西館301会議室	○文化財調査の状況 ○足利市歴史文化基本構想 ○ワーキンググループの設置 等
第3WG	平成21年7月28日(火) 13:30～	島清(株) 石井型染工業(株) (株)酒巻染工業 影萬捺染	○繊維工業企業調査の実施
第2WG	平成21年7月31日(金) 13:30～	珈琲蔵2階	○文化財建造物や庭園等の保存・活用方法 ○文化財所有者・市民・行政の連携方法 等
第1WG	平成21年8月20日(木) 13:30～	足利市役所 教育庁舎3階 会議室	○指定・登録以外の文化財を含めた文化財の保存活用方法 ○関連文化財群、保存活用重点地域の設定 ○足利らしい景観の募集結果 ○市民参加型の文化財保護・活用方法 等

表：足利市歴史文化基本構想等策定委員会等の経過（2/2）

回	日時	場所	主な議題
第3回委員会	平成21年10月6日(火) 13:30~	足利市役所 特別会議室	○関連文化財群の設定 ○文化財保存活用重点区域の設定 ○指定・登録文化財以外を含めた文化財の保存活用方法 ○市民参加型の文化財保護・活用方法 等
第1WG	平成22年2月12日(金) 13:30~	足利市役所 教育庁舎3階 会議室	○関連文化財群の設定 ○文化財保存活用重点区域の設定 ○足利らしさが感じられる景観の活用方法 ○指定・登録以外を含めた文化財の保護活用方策 ○市民参加型の文化財保護・活用方法 等
第4回委員会	平成22年2月25日(木) 13:30~	助戸公民館 201会議室	○関連文化財群の設定 ○文化財保存活用重点区域の設定 ○足利らしさが感じられる景観の活用方法 ○指定・登録文化財以外を含めた文化財の保存活用方法 ○市民参加型の文化財保護・活用方法 ○生涯学習や学校教育との連携 等
第1WG	平成22年7月23日(金) 13:30~	足利市役所 教育庁舎3階 会議室	○関連文化財群の設定 ○文化財保存活用区域の設定 ○保存活用計画 等
第5回委員会	平成22年8月31日(火) 14:30~	足利市役所 特別会議室	○関連文化財群の設定 ○保存活用の基本的な考え方と方針 ○文化財保存活用区域の設定 ○保存活用の体制整備 等
シンポジウム	平成22年9月5日(日) 13:00~	助戸公民館 ホール (旧木村輸出織物工場)	○歴史文化基本構想の概要説明 ○基調講演 西村幸夫氏「歴史と文化からまちづくりを考える」 ○事例発表
パブリック・コメント	<意見募集期間> 平成22年11月1日(月) ~11月19日(金)	—	○足利市歴史文化基本構想(案)
第1WG	平成22年12月24日(金)	足利市役所 教育庁舎3階 会議室	○パブリック・コメントの結果 ○足利市歴史文化基本構想(案) ○足利市歴史文化基本構想保存活用計画(案) 等
第6回委員会	平成23年1月24日(月) 13:30~	足利市役所 602・603会議室	○足利市歴史文化基本構想 ○足利市歴史文化基本構想保存活用計画 等